

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う業務委託から適用する。</p> <p>別表（第1条の2の2関係）</p> <p>次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。</p> <p>(11) 漁港漁場関係事業積算基準（水産庁漁港漁場整備部） 次に掲げる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設計等業務 ②測量・調査等業務 ③土質調査業務 | <p style="text-align: center;">秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領 (平成20年9月29日建管-1625)</p> <p>別表（第1条の2の2関係）</p> <p>次の各号に掲げる積算基準書の区分に応じ、当該各号に定める業務。</p> <p><u>（新規）</u></p> |